

静岡県がんセンター局告示第3号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月7日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

4の表中

「

キ 内視鏡的胃局所切除術	1回につき	243,000	
--------------	-------	---------	--

を

」

「

キ 内視鏡的胃局所切除術	1回につき	243,000	
ク ネシツムマブ静脈内投与療法 切除が不可能なEGFR遺伝子増幅陽 性固形がん（食道がん、胃がん、 小腸がん、尿路上皮がん又は乳が んに限る。）	1コースに つき	14,784	1コースは、 原則として連 続する21日間 の治療期間と する。

に改める。

」

附 則

この告示は、公示の日から施行する。